

社会福祉法人 桜友会

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成29年6月27日

社会福祉法人桜友会  
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人桜友会(以下「本会」という。)の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬やその他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 社会福祉法人桜友会の評議員・役員の報酬に関して、以下の通りとする。

- (1) 評議員会・理事会に出席した時。ただし、本会の施設の職員を兼任する者には支給しない。

一回につき            ¥8,000. - (税別)

- (2) 評議員・役員が評議員会・理事会以外の業務に就いた時。ただし、本会の施設の職員を兼任する者には支給しない。

一回につき(半日) ¥5,000. - (税別)

(1日) ¥10,000. - (税別)

- (3) 研修や外部会議等に参加した時

一回につき(半日) ¥5,000. - (税別)

(1日) ¥10,000. - (税別)

- 2 前項の(1)(2)に対する旅費は、同項の報酬に含むものとする。ただし(3)の勤務に関し旅費が発生した場合は、費用として報酬とは別に実費を支払うものとする。

(報酬の支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 費用の弁償の額は実費とする。

- 2 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

この規定は平成29年6月27日から施行する。